

## 令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者の経営の早期確立及び兼業農家等の専門化に向けた支援を行い、地域の中心となる担い手の育成及び確保を図るため、市内の農地を耕作する新規就農者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就農計画 寒河江市認定新規就農者認定等実施要綱（平成26年制定）に基づき作成する就農計画をいう。
- (2) 就農計画申請者 寒河江市の区域内において新たに農業経営を営もうとする者であって、就農計画を作成して認定を受けることを希望するものをいう。
- (3) 新規就農者 18歳以上45歳未満（ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、18歳以上50歳未満とする。）の者であって、就農計画を作成して認定を受けたものをいう。
- (4) 中高年就農者 45歳以上65歳未満の就農計画申請者で、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。
  - ア 商工業その他の事業に3年以上従事した者
  - イ 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の職務の提供に3年以上従事した者
  - ウ 農業又は農業に関連する事業に3年以上従事した者

エ 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に3年以上  
従事した者

オ アからエまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められ  
る者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、別表に掲げるとおりとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、これから地域農業の担い手となる強い  
意志を有する新規就農者及び中高年就農者で、市税等の滞納がないもの（納税  
相談をしているものを含む。）とする。ただし、就農計画が認定されたときに新  
規就農者又は中高年就農者であった者は、就農計画期間内に第2条第3号又は  
第4号に規定する年齢を超えた後においても、補助金の交付の対象とする。

2 別表に掲げる施設整備等支援事業について、過去に同事業の補助金を受けて  
いる場合は、補助金の交付の対象外とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び  
補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税は  
補助対象経費から除き、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生  
じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書の提出期限は令和9年1月末  
日とし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書(様式第1号)

(2) 収支予算書(様式第2号)

- (3) 市税等の納付状況の調査に係る同意書（様式第3号）（寒河江市内に住所を有する者の場合）
- (4) 認定新規就農者の「就農計画認定申請書」の写し
- (5) 見積書、カタログ、設置場所の位置図等（施設設備等支援事業を行う場合）
- (6) 農地の賃貸借契約書等の写し（農地集積支援事業を行う場合）
- (7) 年齢を確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類  
（補助事業等の変更の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の増額
- (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える減額
- (3) 補助金の額の増減を伴う変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により補助事業の変更について市長の承認を受けようとするときは、速やかに令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補助事業等実績報告書）

第8条 規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業成績書（様式第1号）
- (2) 収支精算書（様式第2号）
- (3) 完成（納品）写真、領収書等（施設設備等支援事業を行う場合）
- (4) 賃貸料の支払を証明するもの（農地集積支援事業を行う場合）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第9条 市長は、補助事業の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、前項の概算払を受けようとするときは、令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（帳簿等の保管）

第10条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が終了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（財産処分の制限）

第11条 規則第23条の適用を受けるものは、この要綱による補助金の交付を受けて取得した取得価格が30万円以上の機械及び装置とする。

2 規則第23条ただし書の規定により市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

3 規則第23条の規定により市長の承認を受けようとするときは、令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業に係る財産処分承認申請書（様式第6号）に理由書を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けた場合

(2) 前条第3項の承認をする場合

(3) 農地集積支援事業による補助金の交付期間中に対象農地の賃貸借契約を解約した場合

（補助金返還の免除）

第13条 前条第2号に該当する交付対象者は、次の各号のいずれかの事情に該当する場合で、前条の規定による補助金の返還の免除を希望するときは、返還免除申請書（様式第7号）を提出しなければならない。

- (1) 病気や災害など、交付対象者の責に帰することが出来ない事由により、就農を継続できなくなったとき。
- (2) その他市長が特に認めたとき。

2 市長は、前項の規定により返還免除申請書が提出された場合で、その内容が適当であると認められるときは、補助金の返還を免除することができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 別表

事業区分	対象者区分	対象経費	補助率	備考
(1) 施設設備等支援事業	新規就農者	農業経営に必要な機械、施設、基盤整備等に係る経費。ただし、汎用性の高い機械等は除く。	対象経費の 1/2 以内。ただし、100 万円を限度とする。また、夫婦ともに就農する場合は夫婦合わせて 150 万円を限度とする。	補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。
	中高年就農者		対象経費の 1/2 以内。ただし、50 万円を限度とする。	
(2) 農地集積支援事業	新規就農者	次の要件を全て満たした経費に限る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 筆又は隣り合う 2 筆以上で 10a を超える市内の農地</li> <li>・ 農地中間管理事業を活用し、新たに賃貸借契約を締結したもの</li> <li>・ 交付申請時において当該年の支払期限が未到来の契約によるもの</li> <li>・ 過年度分を含み、交付開始から 24 月以内の期間を対象とする賃貸料。</li> </ul>	対象経費の 1/2 以内。ただし、10 万円を限度とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 親等までの親族からの賃貸借契約を除く。</li> <li>・ 補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。</li> </ul>
	中高年就農者			

様式第1号（第6条、第8条関係）

事業計画（成績）書

1 事業実施者

住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_ (生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日 年齢 \_\_\_\_\_ 歳)  
 就農時期 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月

2 事業の計画（成績）内容

[単位：円]

事業区分	区分対象者	事業内容	規格・型式等	単価	数量	金額	補助額
(1) 事業 施設設備等支援							/
小 計 ①							
事業区分	区分対象者	住 所	面積 (m <sup>2</sup> )	地目	賃貸借料	補助額	
(2) 農地集積支援事業						/	
小 計 ②							
合 計 (① + ②)							

3 事業実施（予定）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 補助金振込口座

金融機関名		支店名	
フリガナ			
口座名義			
口座番号		口座の種類	普通預金・当座預金

※口座番号は左詰めで記入

5 添付書類

- (1) 認定新規就農者の「就農計画認定申請書」の写し
- (2) 別表の事業区分(1) 施設設備等支援事業の計画書の場合は、見積書、カタログ、設置場所の位置図等。また、成績書の場合は、完成(納品)写真、領収書等。
- (3) 別表の事業区分(2) 農地集積支援事業の計画書の場合は、農地の賃貸借契約書等の写し。また、成績書の場合は、賃貸料の支払を証明するもの。
- (4) 年齢を確認できる書類

様式第2号(第6条、第8条関係)

収支予算(精算)書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
補 助 金				
自 己 資 金				
借 入 金				
そ の 他				
計				

2 支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
補助対象 事業費				
そ の 他				
計				

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

市税等の納付状況の調査に係る同意書

令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金の交付申請に際し、交付決定の可否を審査するため、寒河江市が市税等の納付状況を調査することについて同意します。

【申請者自署】

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

住 所

氏 名

令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業計画変更承認申請書

令和 年 月 日付け指令 第 号により補助金の交付決定があった標記補助事業について、下記のとおり計画変更したいので、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則第7条第1項第1号の規定により申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 事業の内容及び経費の配分  
(様式第1号に準じて作成のこと。)
- 3 収支予算書  
(様式に第2号準じて作成のこと。)

※様式第1号及び第2号ともに上段に変更前の内容を括弧書きにして、下段に変更後の内容を記入のこと。

寒河江市長 様

住 所

氏 名

令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金概算払請求書

令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金について、令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金交付要綱第9条第1項の概算払を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助事業等の名称 令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 請 求 額 円
- 4 概算払の理由
- 5 請求金額振込先

金融機関名及び支店名	
フリガナ	
口座名義人	
口座種別・口座番号	

寒河江市長 様

住 所

氏 名

令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業に係る  
財産処分承認申請書

令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業で取得した財産を下記のとおり処分したいので承認くださるよう申請します。

記

- 1 処分の対象となる財産
- 2 処分の内容（目的外使用、譲渡、交換、貸し付け、担保等）
- 3 処分の理由
- 4 財産取得時の状況

事業種目	事業実施 主 体	施行又は 設置場所	事業量	事業費	市補助金	備 考

- 5 処分の方法

（処分の相手方、処分価格、処分子定期日、処分条件等を記載し、譲渡に当たっては相手方の利用方法、利用計画等を記載すること。）

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

寒河江市長 様

住 所

氏 名

返還免除申請書

令和8年度寒河江市担い手新規就農支援事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、補助金の返還の免除を申請します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--